

第1編 保稅制度の概要

1. 保稅地域制度の紹介

(1) 保稅地域とは

外国から我が国に到着した貨物の輸入手続は、その貨物を特定の場所に蔵置して行うことが円滑な通関手続のために必要です。貨物を外国に向けて輸出する場合の通関手続も同様です。また、我が国の貿易及び商工業の発展を促すためには、外国から我が国に到着した貨物を関稅未納のまま、長期にわたって特定の場所に蔵置し、あるいは、これを原料として加工・製造を行うことが必要となる場合があります。さらに、国際博覽会等に出品される貨物は、関稅未納のまま特定の場所に展示することができれば色々便利です。これらの必要から設けられた場所が保稅地域です。

このように、「保稅地域」とは、輸出入手続を適正かつ効率的に行い、また、貨物を輸入手続未済のまま、蔵置又は加工・製造、展示等を行うことができる特定の場所をいいます。

保稅地域は、一般的には一定区画の土地又は建築物です。水面や船舶、車両のように定着性のないものは保稅地域とすることはできません。しかし、土地に囲まれ、又は他と全く区別された水面、例えば囲柵やえん堤等によって囲まれた貯木場の水面、又は土地に定着しているさん橋その他の工作物のように定着性のあるものは保稅地域とすることができます。

(2) 保稅地域の種類

保稅地域は、税関行政上の必要に基づいて設置されるものです。このため、無秩序に設置されることは必ずしも適当でなく、その設置については、財務大臣の指定（指定保稅地域）又は税関長の許可（指定保稅地域以外の保稅地域）が必要とされています。保稅地域は、その機能に応じて、①指定保稅地域、②保稅蔵置場、③保稅工場、④保稅展示場、⑤総合保稅地域の5種類に区分されます。

《関稅法》

(保稅地域の種類)

第29条 保稅地域は、指定保稅地域、保稅蔵置場、保稅工場、保稅展示場及び総合保稅地域の5種とする。

(参考) 保税地域の種類とその機能

種 類	設置目的	主な機能	保税地域の設置の態様
指定保税地域	通関手続の簡易化	荷捌き、一時蔵置(1月)	財務大臣の指定
保税蔵置場	通関手続の簡易化 商取引の便宜供与	荷捌き、一時蔵置(3月)、 長期蔵置(2年)	税関長の許可
保税工場	加工貿易の振興	加工、製造(混合)	同上
保税展示場	貿易の振興 文化の交流	展示、使用	同上
総合保税地域	輸入促進地域整備 輸出品流通円滑化	荷捌き、一時蔵置(3月)、 長期蔵置(2年)、加工、 製造(混合)、展示・使用	同上

(3) 指定保税地域

指定保税地域は、開港又は税関空港における税関手続の簡易・迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸、運搬又は一時蔵置することができる場所として、国、地方公共団体、指定法人等が所有し、又は管理する土地、建物、その他の施設を財務大臣が指定した保税地域です。

税関長は、指定保税地域の設置目的を達成するために必要な範囲で、搬入する貨物の種類を定めることができることとなっており、輸出入に全く関係のない内国貨物や危険貨物等の搬入を規制している場合があります。

《関税法》

(指定保税地域の指定又は取消し)

第37条 指定保税地域とは、国、地方公共団体又は港湾施設若しくは空港施設の建設若しくは管理を行う法人であって政令で定める者が所有し、又は管理する土地又は建設物その他の施設で、開港又は税関空港における税関手続の簡易、かつ、迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを一時置くことができる場所として財務大臣が指定したものをいう。
(以下省略)

(入れることができる貨物)

第39条 税関長は、指定保税地域の目的を達成するため必要があると認めると